

令和3年度第3回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和4年1月20日（木）
午後2時00分～午後2時38分
調布市国領町3丁目8番地1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 相談室1
- 2 理事の現在数 7名
- 3 定足数 4名
- 4 出席理事数 6名
- 5 報告事項
報告第1号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について
（1）理事長及び常務理事の職務の執行
（2）執行状況及び財務状況
（3）自主事業月次損益推移表及びモニタリングシート
報告第2号 令和3年度上半期苦情解決状況について
報告第3号 令和3年度上半期事故報告について
- 6 協議事項
協議第1号 令和4年度事業計画（素案）について
協議第2号 令和4年度収支予算（素案）について

(1) 会議成立の報告

冒頭で理事長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 報告事項

ア 報告第1号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

(1) 理事長及び常務理事の職務の執行

理事長より次のように説明があった。

「一昨年から続いている新型コロナウイルス感染症により、事業の停止や規模縮小など様々な影響を受けてきた。会議の開催では、第1回定時理事会及び定時評議員会については、Zoom出席も取り入れながら、密にならないように開催した。また、ケースカンファレンスや職員の外部研修への参加などもZoomで行った。事業においては、理事・監事の皆様には文書でお知らせしたが、5月に、国領デイサービス係職員1名の新型コロナウイルス感染が発生したことから、国領高齢者在宅サービスセンターを一時閉鎖し、公社職員全員のPCR検査を実施して、安全を確認した上で再開した。5月、6月で職員のワクチン接種を終了し、さらにデイサービスと訪問介護・居宅介護係の職員は、現在も毎週検査をしている。感染防止に細心の注意をしてきたが、防ぎきれない感染爆発により、昨年頃からコロナによる大きな影響を受けた今年度前半であった。現在は、12月からじわじわと増え始めてきたオミクロン株により、これまで経験したことがないスピードの感染拡大があった。今まで以上に感染防止に注意していく。

地域の福祉人材の発掘・育成は、住民参加型事業を提供し続ける上で必要不可欠であり、重点的に取り組んできたが、令和 3 年度も、コロナ禍で協力会員募集の説明会がなかなか開催できない状況にある。しかしながら、公社の基盤である住民参加型事業を支えてくださる方々を一人でも多く増やしていく取組を強化しなければならないことから、大型団地でのボランティア募集のチラシの配布、京王バス 50 台での車内広告の掲示に取り組んだ。このコロナ禍にあっても、献身的な活動を続けてくださる協力会員の皆様のおかげで、食事サービス、ホームヘルプサービスの事業は継続できていることに深く感謝している。

これからも必要としていらっしゃる地域の皆様にサービスを提供していくためには、人材の確保は大きな課題であるので、今後とも様々な手段を講じ、体制の強化に努め、事業の拡充につなげていく。」

常務理事より次のように説明があった。

「ア 居宅介護支援事業の特定事業所加算の取り下げについて」

「公社の居宅介護支援事業所では、令和 2 年度に職員が主任介護支援専門員の資格を得たことから、令和 3 年 4 月より特定事業所加算を取得した。しかし、職員に欠員が生じ、要件を満たさなくなったことから、令和 3 年 10 月に特定事業所加算の取り下げをしている。これにより、居宅介護支援事業では月 50～60 万円の減収となったが、既に年度前半に確保済みの収益が想定額を大きく超えていることから、令和 3 年度の収支はほぼ均衡を見込んでいる。」

「イ 広報誌「ゆうあい」9 月 5 日号について」

「同号は主に第 32 回福祉講演会についての広報誌だったが、紙面の 3, 4 ページを活用し、公社初の試みとして、賛助会員費の郵便振替用紙を登載した。これは編集会議で職員から出たアイデアを取り上げたものであるが、その結果、28 人の方々から、合計 11 万 6,000 円の賛助会費を振り込んでいただいた。大きな成果である。」

「ウ 第 32 回福祉講演会について」

「コロナ禍で、2 年ぶりの開催となった福祉講演会だったが、広報を開始した時点から、これまでになく問い合わせが多く、事前の段階でほぼ定員に達する申込みをいただいた。出席された方々にも大変好評で、「つながりが健康を育む～暮らしているだけで長生きできる街とは～」のテーマへの関心の高さを実感した。令和 4 年度は、「認知症とケアラー」を題材とした福祉講演会を企画する予定である。

なお、11 月までの事業実績については、資料 1-2、「令和 3 年度事業進捗状況」にまとめられている。」

(2) 執行状況及び財務状況

事務局より次のように説明があった。

「資料 2 の 1 ページ、(1) 収支執行状況である。オレンジ色の網かけのところ、4 月から 11 月末までの収入は 4 億 2,770 万円余、支出が 2 億 9,881 万円余、収支差額は 1 億 2,889 万円余となった。

2 ページ、(2) の中科目の収入の執行状況である。まず上から 3 段目、介護保険事業収入においては、昨年度対比で率として 2.6%増となり、訪問介護・居宅介護支援・デイサービスぷちぼあん、全ての事業においてサービスの利用の改善が見られ、増収となった。

4 段目、有償福祉サービス事業収入は、率として 6.7%減となり、こちらは食事サービスの利用収入が前年度対比で約 327 万円余減収となったことが影響している。

下から 3 段目、賛助会員会費収入については、9 月 5 日に発行した広報誌「ゆうあい」の PR により、増収につながっている。

収入全体の執行率は 76.1%となり、前年度比で大きな変化はない。

下の表、(3) 中科目の支出額の執行状況である。2 段目、事業費人件費について、前年度比で 8.6%増となり、こちらは欠員の充足がされたことにより費用が増加したものである。全体の執行率は 53.2%となった。

3 ページ以降の計算書類は、後ほどご確認願いたい。」

(3) 自主事業月次損益推移表及びモニタリングシート

事務局より次のように説明があった。

「自主事業月次損益推移表」

「資料 3 は、4 月から 11 月までの自主 3 事業における実績及び決算見込みの状況を表している。1 枚目は、12 月以降の見込みありのものを記載した。2 枚目は、11 月末までの実績のみの資料である。今回は 1 枚目で、令和 3 年度の決算見込みをご説明する。

初めに、訪問介護事業及び障害者訪問介護事業についてである。合計欄の下、実質収支①-②というところとぶつかるところであるが、処遇改善加算を加味した実質収支差額について、439 万円余の黒字を見込んでいる。

裏面の居宅介護支援事業では、収支差額は、49 万円余の黒字を見込んでいる。

その下の表、デイサービスぷちぼあん事業では、収支差額は 181 万円余の黒字を見込んでいる。

一番下の最下段の表、3 事業収支合計であるが、3 事業合計で 668 万円余の黒字を見込んでいる。」

「モニタリングシート」

「資料 3、訪問介護事業である。感染症の予防・対策を行いながら、新規利用者の獲得・現利用者の利用回数の増回提案など営業活動に力を入れた。4 月より少しずつ利用者数も増え、7 月には月間の目標時間数を達成している。例年、利用者数が減少する冬季に差しかかっているが、現在も数値のほうは維持している。

裏面、居宅介護支援事業については、欠員や加算の取り下げにより運営面・収支面において厳しい状況ではあるが、令和 4 年 2 月には内部異動によりケアマネジャーを配置し、体制の再構築を予定している。今後において、特定事業所加算の再取得が急務の問題となるが、まずは特定事業所として安定的に運営ができる体制の再構築を行い、ご利用者、関係者との信頼の回復に努めていく。

デイサービスぷちぼあん事業については、昨年度末より少しずつ稼働率を回復してきたが、8 月・9 月と利用者コロナウイルス感染が判明、9 月においては濃厚接触者 3 名の判定を受け、また、同時期に職員の急な病気休暇もあり、早急に職員の配置を行ったが、稼働に大きく影響が出る結果となった。11 月に少し回復をしたが、年間目標の達成は困難な状況となっている。年間収支は黒字を見込んでいるが、今後は月間件数の達成を目標に事業を実施していく。」

報告のとおり、了承された。

イ 報告第2号 令和3年度上半期苦情解決状況について

事務局より次のように説明があった。

「令和3年4月から令和3年9月までの6カ月間でお申し出があった苦情は、3件である。

1件目は、住民参加型サービスのホームヘルプサービスの利用会員からの苦情で、サービスの担い手である協力会員が、活動中に突然体調不良で倒れ、救急搬送されるという事態に至った。この件について、利用会員からは、協力会員の体調把握を公社としてどうしているのか、救急搬送時に破損した物品や近隣住民に渡した菓子折り、その代金を補償してほしい。また、協力会員と直接話がしたいとお申し出があった。

まず、協力会員の体調確認についてであるが、協力会員の登録時に健康状態が良好であることを公社として確認している。また、任意ではあるが、協力会員を対象に、年に一回健康診断を実施している。

破損した物品については、賠償保険の対応で弁償をした。また、菓子折りについては、保険での賠償対象外であり、弁償には至らなかった。協力会員と直接話がしたいという申し出については、トラブルを防止する観点から、できない旨説明をしたが、納得が得られなかった。

今回、突発的な体調不良ということで対応が難しいケースではあったが、利用会員・近隣住民の方々にご迷惑をおかけしてしまい、今回の件を踏まえて、リスクマネジメントや安全配慮への対応について、係内外で共有し、再発防止に努めていく。

2件目は、国領デイサービス利用者からの苦情で、職員が、体調確認のためにご利用者ご本人に前腕のあざについて、「どうされたんですか？」と確認した際に、ご本人に不愉快な思いをさせてしまい、またその後の職員の対応についても、謝罪がなかったということで、今後気をつけてほしいという申し出であった。

ご利用者本人に謝罪するとともに、体調確認の必要性やその方法について協議し、ご理解をいただくことができた。また、対応した職員についても振り返りを行い、今後の対応方法についても確認をしている。

3件目は、デイサービスふちぼあんの利用者・家族からの苦情で、送迎時、職員が「自分の妻を無理に車両に乗せていた」「見ていて辛かった、嫌な思いになる」とご家族からのお申し出があった。

本件について、ご家族、担当ケアマネジャーに謝罪をするとともに、ご家族と乗車介助の方法について協議し、乗車の際、ご家族にも参加をしていただくことでご理解をいただいた。今後、利用者の尊厳を大切にできるよう、職員の介護やケアの技術の向上に努めていく。」

理事より、「とても難しい対応である。利用者の方への言葉の思いやりというのは、話している本人はそんなつもりはなくても、受け取る側によっていろいろ変わってくる。この間メンタルヘルスの研修がリモートであったが、肉体労働と頭脳労働と感情労働があると。相手にとって、どうとれるのか、そこまで慮って話さなければいけない時代だと思う」との意見があり、事務局より、「相手の方を大切にすること、職員に改めて周知を図りながらやっていきたい」という答弁があった。

理事より、「利用者さんの妻を無理に車両に乗せていた。利用者さんが行きたくなかったの

かな」との発言があり、事務局より「ご利用者は重度の認知症の方で、こちらの話がなかなか伝わらない、ご自分で動くこともできないという中で、それを見ていたご主人からの苦情である」という答弁があった。

理事より、「言葉がけのひとつでご主人も苦情に持っていくまでもなく、収まることもあったように思う。こういう対応の仕方については、逐次研修などを積み重ねる機会を持たれるといいのではないかと思う」との意見があり、事務局より「十分注意しながらやっていきたい」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

ウ 報告第3号 令和3年度上半期事故報告について

事務局より次のような説明があった。

「今回の事故報告の対象期間は4月から9月までの6カ月間で、発生ベースの事故報告件数は22件である。これに令和元年度、令和2年度に発生した未解決事故2件について、解決をもって今回報告に掲載したので、報告件数自体は全体で24件となる。

事業別に見ると、国領デイサービスが14件、食事サービスが2件、ぶちぼあんが3件、訪問介護が3件、住民参加型のホームヘルプサービスが1件、居宅介護支援が1件である。

内容別では、利用者に関係する事故が14件、物損等の事故が7件、交通事故（人身）が1件、職員の怪我が1件、ヒヤリハットが1件となる。件数が多くなっているが、詳細については、別添の令和3年度事故台帳を確認願いたい。

なお、令和2年度の事故報告件数は、通期で8件であった。今回、事故報告件数が、昨年度より増加していることについては、令和3年4月より、デイサービス事業において、事故とヒヤリハットにおける基準を見直したため、件数が増加した。これまでは、転倒・転落があっても外傷がない場合や薬に関しては、直接ご本人に症状がない場合は、ヒヤリハットとして取り扱ってきた。本来であれば、身体に影響を及ぼす内容であり、実際に発生している事象という視点から、今回から事故として取り扱うこととした。

また、物損については、保険対応を含め、賠償が発生した場合を事故として報告していたが、令和3年4月からは、金銭の発生にかかわらず報告書を作成することとした。

この変更により、以前より丁寧な対応や状態観察を行うようになり、職員間の情報共有や、さらなる安全に関する知識の強化につながっている。しかしながら、報告件数の増加により、職員の業務負担や心理的な負荷が大きくなることも懸念されるが、係内、部署内での意見を交わしながら運用をしていく。」

理事より、「ヒヤリハットに属する部分というのが、これを読む限りでは、ヒヤリハットというよりは事故報告ではないかなど。事務局として、この半年間で24件、ヒヤリハットを入れればもっとあるかもしれないが、これだけのことを処理してきた上に、また費用的に大変な状況があると。この24件を公社として事故が多いと判断しているのか、あるいは、ほかの施設と比べても、通常これぐらいはあると見ているのか、そこら辺の職員の様子を教えていただきたい」との質問があり、事務局より、「係内でも検証をしながら話している。他施設と比較するのは少し難しい。施設ごとに基準が違っていると思う中、ただ、この24件に関しては少なくないという認識でいる」との答弁があった。

理事より、「職員が1件1件にしっかり向き合っていくことで少し解消できるもので、内容を見ていると、本当はもう少し注意すれば避けられたかなということもある。これが大きくなったときに大変なことが起こるので、職員の中でしっかり共有して、できるだけ事故が少なく済むような、安心・安全の施設運営に皆さんが向いていけるといいと思う。後ほどあるが、事業計画書などを見ていると、皆さんの努力が見えているので、事業計画の中身を充実させるためにも、こういったところにしっかり神経を遣いながら働いていただきたいと思う」との意見があった。

理事より「物事を何かやるときに、気持ちに余裕があるのとないのとでは結果が違ってくると思う。利用者さんと対面するとき、利用者さんと一緒に深呼吸をするような、一拍置くような余裕があったらよいのではないか」という意見があった。

事務局より、「どうしても今コロナの中で、手洗い・うがいも含めて、パーテーションがあったり、気を遣う部分が、以前に比べて大分増えているので、そこの業務の中でやっていかなければいけない」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

3 協議事項

ア 協議第1号 令和4年度事業計画（素案）について

事務局より次のように説明があった。

「1 令和3年度の振り返りと課題」

「令和3年度も、令和2年度と同様に、コロナ禍での難しい事業運営となっている。5月には、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業で、職員が1人新型コロナウイルス感染症に罹患し、デイサービス事業が8日間休業するなど、年度の初めと夏の時期の感染拡大期には、事業の維持継続に大きな影響が出た。特に、各種研修やイベントなど、人を集めての事業では、多くが中止になっている。

このような中で、2年ぶりに福祉講演会が開催できたことは大きな成果である。申込みの段階から問い合わせも多く、また、講演後にいただいた感想も大変好意的なものが多く、職員も強く手応えが実感できた事業であった。

また、人混みを避ける、「3密」の回避の観点から、ウェブ会議の開催や、広報の手法に関する工夫が進んだ。

ウェブ会議については、参加者になるだけでなく、会議の主催者となれるように、施設の状態整備と職員教育に努めた。広報に関しては、京王電鉄バスの車内広告を活用しての協力会員募集、職員等による大規模集合住宅でのボランティア募集チラシの配布、また、広報誌「ゆうあい」の紙面を活用しての賛助会費集め、あるいは、折に触れてのフェイスブックの更新など、従来とは異なった取組にチャレンジをしている。

一方で、協力会員の減少については、有効な解決策の模索が続いている状況である。会員にご高齢の方が多く、コロナ禍を機に退会する方も増えている。令和3年度は、新規加入者をつなぎとめることを第一に考え、会員登録後は、できるだけ速やかにソーシャルワーカーがコンタクトをとり、協力会員活動につなげる取組を強化している。

また、人材確保についても同様に、解消ができておらず、特に調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業では、慢性的な職員の欠員が続いている。令和3年度は、応急処置的に

職員を兼務させるなどの処置を行い、乗り切っている。

自主事業の収支見込みについては、令和3年度は、4月に居宅介護支援事業で特定事業所加算の取得がなかったが、職員に欠員が生じ、10月に取り下げを行った。これにより、見込んでいた収益が減収することとなったが、他の2つの事業、ぷちぼあん・訪問介護事業が堅調に推移したので、3事業総体で収支の均衡については維持が可能な見込みである。」

「2 運営方針」

「令和4年度も、先行きは依然不透明であるが、動向としてはアフターコロナを視野に入れての事業運営を予想している。

法人運営では、人事評価制度のさらなる深化を進め、管理職を対象に評価と報酬が連動する仕組みの構築を目指す。また、同一労働同一賃金の法の理念を踏まえた新たな人事・給与制度について検討を開始する。

調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業については、調布市と今後の事業の在り方について協議を進める予定である。

事業運営では、介護予防でフレイル予防をさらに充実させる体制の構築について、調布市と協議をする予定である。

認知症当事者と家族介護者支援の拡充では、延期されているチームオレンジのコーディネーター研修が受講でき次第、「調布市版チームオレンジ」の立ち上げについて調布市と協議を進める。また、介護者（ケアラー）手帳を作製し、相談窓口等への配布をする予定である。」

理事より、「これから団塊の世代が介護世代に入ってくるので、ますます大変になり、包括が重要になってくるのではないかと思う」との意見があり、事務局より、「全くそのとおりである。調布市が圏域を8つに変えており、ゆうあいも、令和3年度は八雲台が新しく入っている。そこら辺の地域特性なども見極めながら、包括がこれから何ができるのか、どのように支援するか、考えていく。ますます仕事が増えると思うので、調布市にも実態を報告しながらやっていきたい」との答弁があった。

理事より、「今年は包括支援センターの2カ所目の運営ということで、この本当に大変なときに取り組まれたということで、拍手したい。来年度はそこを充実させていくことになるかと思うが、来年度の目玉の事業、新規事業として、コロナ禍なのでこれというのは出せなかったとしても、地域共生社会の推進のところで「ヤングケアラー」という言葉が出ており、今、社会的に大きな問題になっているキーワードである。ここをどのように支援するかという中身が見えてこないと書けないとは思いますが、これをゆうあいの大きな来年度の新規事業の目玉という形で、一つの括りで出せないかなと思った。読んでいると今年の踏襲が多かった。今の大きな社会問題が一つ出てくるとよいので、ここら辺の検討の余地があるかなという思いが一つ。

それから、地域の福祉人材の発掘と育成に向けた研修の実施のところで、公社の住民参加型事業に協会会員の存在は不可欠だという言葉から始まってはいるが、この人たちの育成とか発掘というよりは、ここにゆうあいの基幹事業が大きく委ねられていると思うので、住民参加型事業という言葉が一つの括りとして、項目として出てきたほうがいいのではないかと思った。

事務局のほうでも、今、目の前のできない仕事というのがあって、こういう提示の仕方になったと思うが、整理の仕方と出し方、2つの検討があるとうれしいかなど。これは中身は全然変える必要もないし、「ヤングケアラー」という言葉が出てきたこと自体、今の社会問題にタッチしていると思った。

これからコロナがどこまで続くのか分からないが、専門家は2月でピークに達して、その後は収まっていくのではないかという方もいる。4月以降、少し落ち着いた中で、市民の方の安全・安心のサービス提供ができるように考えていただきたい」との意見があり、事務局より、「ヤングケアラー」という言葉は、出てきたばかりの概念なので、何ができるかというのは、来年度、我々考えていかなければいけないと思っている。ケアラー支援に乗り出したが、実際どういうケアラーがいるのか、どういうところにニーズがあるのかというのは、ソーシャルワーカーに、現場で拾ってくるように話している。その実態をつかんだ上で、我々の支援の方法とか取り組み方が具体化してくると思っている。来年度、ケアラー手帳をつくる中で、我々がやらなければいけないこと、取り組むべきことが見えてくると思っている。

この組み立ては、中期計画をつくるときに、その中期計画の括りでこれが落とし込まれるので、また協議しながら、公社の事業と連動するような組み立てにしたいと思っている」との答弁があった。

理事より、「ヤングケアラーの発掘であるが、子どもは自分の家庭しか知らないもので、それが当たり前だと思っている。自分が大変な思いをしているんだというのを気づけないまま生活をしている。それを見つけるのはとても大変なので、学校と連携をとるとというのが道かなと思う」との意見があり、事務局より、「学校のソーシャルワーカーとの連携とか、そういった部分も考えていきたい」との答弁があった。

理事より、「言葉がこうして活字で計画書に載るということが一番大きいことだと思うので、これが頭出しされているということで、見た人も、そこに気づいているんだと思って、公社に相談してみるということにもなっていくかもしれない。学校との連携をして少しでも発掘ができれば、来年度の事業としていいのかなと思う」との意見があった。

報告のとおり、了承された。

イ 協議第2号 令和4年度収支予算（素案）について

事務局より次のように説明があった。

「今回の素案については、まず補助事業、受託事業の予算交付について、現在、調布市と協議中であり、今後、その協議の結果をもって予算の調整を行うことがあるということを申し添える。また、自主事業についても、今後さらに精査の必要があることから、現段階での数値としてのご提示をさせていただくものである。

まず初めに、資料の8ページ、収支予算書（事業別集計）である。」

「1 概要」

「補助事業等は、住民参加型事業、普及啓発事業、公社運営管理費等に要する経費として、2億3,960万1,000円を計上している。

受託事業は、国領デイサービス事業、地域包括支援センター事業等に要する経費で、こちらは2億668万8,000円を計上している。

自主事業は、訪問介護、デイサービスぶちぼあん、居宅介護支援等に要する経費として、1億2,153万3,000円を計上し、この結果、収入・支出の合計が、5億6,896万8,000円となる。」

「2 事業別」

「補助事業等は、食事サービスとホームヘルプサービス、主に有償事業であるが、利用収入の減額、また、これに伴う支出のほうも減額ということで見込んでいる。

9 ページ、各受託事業の収支は、現時点においては、昨年度と比較し、大きな変更点はない。

10 ページ、訪問介護をはじめとする自主事業については、令和3年度に引き続き増収の傾向を見込み、支出も同様に増えており、規模自体は拡大しているという状況である。

12 ページ以降は、収支予算書の節科目集計なので、後ほどご確認願いたい。

1 ページ、正味財産増減予算書である。まず最下段、経常収益計は5億6,296万円余を見込み、続いて3 ページ、上から5 段目、経常費用計5億6,381万円余と、経常収益と同額を見込んでいる。

この結果、現時点における当期経常増減額は、表中段のとおり、減価償却費の影響によるマイナスで、84万9,000円を見込んでいる。」

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。